

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵 (特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書		
都道府県知事 殿		
年 月 日提出		
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。		
1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づき報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬

4 山羊

5 めん羊

3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務

2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務

3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限りて記載すること。